

学校で予防すべき感染症及び出席停止基準について
羽曳野市立高鷲中学校

下記のような感染症にかかったら医師において伝染性の可能性がないと判断されるまでゆっくり休養して下さい。お休みの間は出席停止となり欠席扱いにはなりません。
下記の感染症に罹患し欠席した場合は学校に連絡いただくとともに、主治医に「感染症に係る登校に係る意見書」に書いてもらって学校に登校して下さい。（右記）

学校で予防すべき感染症および出席停止期間基準

◆感染症の種類◆ 学校保健安全法施行規則

第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 パスト マルブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS）及び鳥インフルエンザ（H5N1）
第2種	麻しん 風しん 水痘（水ぼうそう） 百日咳 流行性耳下腺炎（おたふく 風邪） 咽頭結膜熱（プール熱） インフルエンザ 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフスその他の感染症 ※その他条件によっては出席停止が措置が必要な疾患 マイコプラズマ肺炎 感染性胃腸炎 ヘルパンギーナ 手足口病 伝染性紅斑 伝染性膿痂疹（とびひ） 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 など

◆出席停止の期間◆

第1種の感染症： 完全に治癒するまで

第2種の感染症： 下記基準。但し、医師において伝染のおそれがないと認めた時はこのかぎりではない。

第3種の感染症： 症状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで

感染症名	出席停止期間
麻しん	解熱後3日を経過するまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで または 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
インフルエンザ	発症から、5日間を経過し、かつ解熱した後2日 （幼児にあっては3日）を経過するまで
結核及び髄膜炎 菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまでみとめられるまで

感染症に係る登校に関する意見書

令和 年 月 日

学 校 長 様

羽曳野市立高鷲中学校

※ 年 組

※ 名前

◆病気の種類◆

インフルエンザ・百日咳・麻しん・流行性耳下腺炎
（A・B）
風しん・水痘・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎
膿痂疹・溶連菌感染症・手足口病・ヘルパンギーナ
伝染性紅斑・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎
その他()

上記の疾患に罹患したため、療養を指示していましたが、
感染のおそれがきわめて少なくなったので、

月 日 以降の登校が可能であると判断しました。

医療機関名

担当医師

印

※印はあらかじめ保護者が記入の上、医療機関に提出してください。

キ
リ
ト
リ
セ
ン